集団指導効果測定　問題

大問①
認可外保育施設の制度について次の文章を読み、（１）～（６）に最も適する語句を
下記の選択肢（ア）～（ツ）から選び、**記号で**答えなさい。

＜ベビーシッターについて＞
◆居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）とは保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において（１）による保育を行う事業である。

＜届出について＞
◆認可外のベビーシッター事業において事業の開始、休止、廃止及び認可事項の変更がある場合、（２）以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

＜運営状況について＞
◆認可外保育施設の設置者は、毎年施設の（３）を都道府県知事に報告しなければならない。

＜集団指導について＞
◆認可外保育施設は年１回以上立入調査を受ける義務があるが、ベビーシッターは立ち入る施設がないため、立入調査に代えて（４）を行う。（４）を受講し、自主点検表を提出した居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）のうち、認可外保育施設の指導監督基準を満たす事業者に対し、上尾市が（５）を発行する。

＜無償化について＞
◆無償の給付を受けるには
①　保護者が市から無償化の認定（施設等利用給付認定）を受けること
②施設（事業者）が市から無償化の対象施設である（６）を受けること
が必要である。なお、（６）を受けるには（５）が必要となる。

◇選択肢◇
ア：認可　イ：3ヶ月　ウ：認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書
エ：電話による監査　オ：潜在保育士　カ：運営状況　キ：決算書　ク：認定通知書
ケ：申請期間　コ：確認　サ：幼稚園教諭　シ：集団指導　ス：１ヶ月　セ：承認
ソ：家庭的保育者　タ：顧客の個人情報　チ：就労証明書　ツ：市長面接

大問②

認可外保育施設指導監督基準及び集団指導資料（保育について）について次の文章を読み（１）～（９）に最も適する語句を下記の選択肢（A）～（W）から選び、**記号**で答えなさい。

◆保育できる人数について、保育している乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用していて、かつ保護者が契約において同意しているときを除き、保育従事者１人に対して乳幼児（１）である。

◆保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は（２）が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者でなければならない。

◆保育内容について、以下のような項目を遵守する必要がある。

・児童一人一人の心身の発育や（３）の状況を把握し、保育内容を工夫すること
・乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること
・漫然と乳幼児にテレビやラジオを見せ続けるなど、乳幼児へのかかわりが少ない「放任的」な保育になっていないこと

◆保育従事者の保育姿勢について、以下のような姿勢が必要である。

・乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること
・保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること
・乳幼児に（４）を与えることや人格を辱めること等がないよう、乳幼児の人権に十分配慮すること

◆食事の提供を行う場合、乳幼児の年齢や発達、健康状況（（５）等を含む）等に配慮した食事内容とし、調理はあらかじめ作成した献立に従って行う。

◆保育従事者の健康管理について、（６）を年１回実施する必要がある。

◆乳児を寝かせる際は（７）で寝かせ、顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することを徹底する。

◆令和５年４月１日より、（８）の策定が義務化された。（８）は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う。保護者に対しても（８）に基づく取り組み内容等について周知する。

◆こども家庭庁『保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン』や全国保育士会『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』～「子どもを尊重する保育」のために～等を活用し、日々の保育実践において、子ども一人ひとりの（９）を尊重したものになっているか振り返りを行うことが重要である。

◇選択肢◇

A：うつぶせ　B：発達　C：１人　D：電子機器　E：夢　F：公立保育所　G：世帯　H：排便
I：安全計画　J：２人まで　K：アレルギー疾患　L：横向き　M：健康診断　N：人権
O：特性　P：健康管理講習の受講　Q：運営状況報告書　R：都道府県知事等　S：機嫌
T：身体的苦痛　U：認可外保育施設　V：食育計画　W：好き嫌い　X：あおむけ

問題は以上です